平成２１年（フ）第９６３７号
大阪市城東区今福西２丁目18番５―508号
債務者　丹野　浩志
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５０８号
大阪府枚方市大峰元町２丁目４番13―22号
債務者　清水　　明
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５０９号
大阪府枚方市大峰元町２丁目４番13―22号
債務者　清水たみ子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂川　雄一
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８９６号
大阪市城東区関目６丁目４番５号
債務者　灰谷　一美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿多　博文
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４４５号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字牛洗36番地１　ガーデンハイム105号
債務者　木村　國久
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５９３号
愛知県一宮市大和町妙興寺字高畑41番地１　カムール高畑202号
債務者　田中　規惠
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第６０号
京都府舞鶴市字円満寺100番地の７　市営住宅133号
債務者　讃井　貴子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第１４９号
兵庫県小野市中町420番地　新田団地３―304号
債務者　大西　勝巳
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第１５０号
兵庫県小野市中町420番地　新田団地３―304号
債務者　大西より枝
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２１年（フ）第３４４号
香川県高松市三谷町169番地６
債務者　谷本ムヱ子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３４５号
香川県高松市三谷町169番地６
債務者　谷本　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４６２号
香川県高松市亀田南町159番地３
債務者　横山　　恒
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５４０号
香川県高松市鹿角町857番地　市営住宅鹿角団地２棟302号、住民票上の住所香川県高松市鹿角町714番地５
債務者　香西　　宏
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５４５号
香川県さぬき市末691番地
債務者　瀬尾　怜子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第８０号
鹿児島県南九州市知覧町郡4810番地78エバーグリーン楠本103号、住民票上の住所鹿児島県指宿市山川成川1224番地
債務者　新留つきみ
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第８３号
鹿児島県指宿市湯の浜４丁目２番11号
債務者　堀之内　立
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第５２号
青森県八戸市白銀２丁目４番地25　沢井アパート７号室、前住所青森県八戸市大字鮫町字忍町11番地
債務者　川﨑　　太
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
青森地方裁判所八戸支部